

平成 30 年度

宇部都市計画地区計画の変更

(宇 部 市 決 定)

宇部都市計画地区計画の変更（宇部市決定）

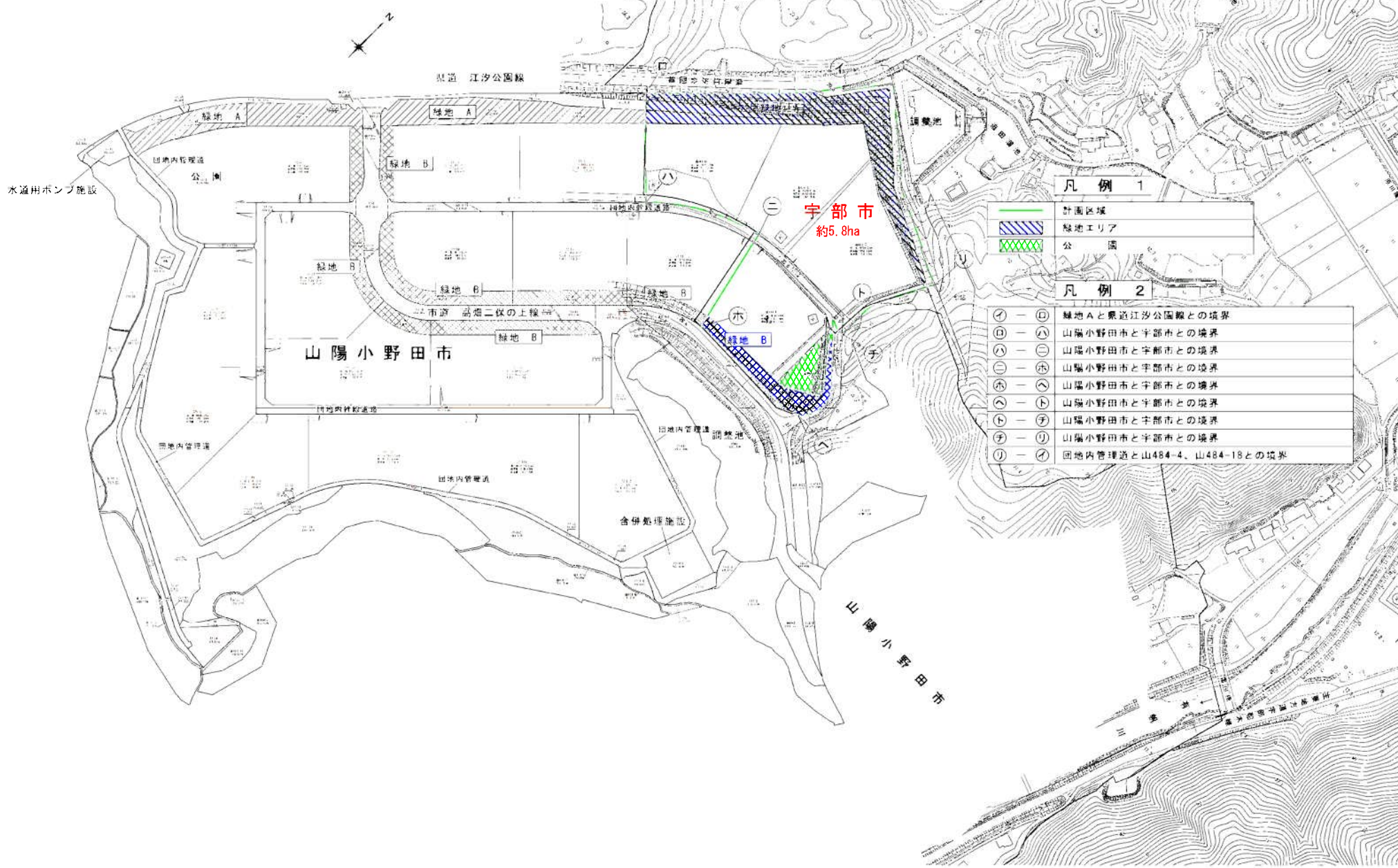
都市計画小野田・楠企業団地地区地区計画を次のように変更する。

名 称	小野田・楠企業団地地区 地区計画
位 置	宇部市大字船木字迫田 地内
面 積	約 5. 8 h a
地区計画の目標	<p>本地区は宇部市と山陽小野田市にまたがる丘陵地に、山陽自動車道宇部下関線小野田インターチェンジに近接する有利性を活かし、高速交通網を活用した企業団地の形成を目指すものである。</p> <p>本地区は、自然豊かな迫田地区にあり、地区計画を策定することにより、緑に囲まれた潤いのある企業団地として、周辺環境と調和のとれた良好な地域環境の形成と保全を図ることを目的とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>企業団地北西側に幅員 1 6 m の県道江汐公園線、及び団地を東西に貫通する幅員 1 4 m の山陽小野田市道高畑仁保の上線沿線には緑地を配置し、自然美化に努める。</p> <p>緑豊かな企業団地として、調和、やすやぎ、防災の避難地としての公園を定める。</p>
土地利用に関する方針	<p>本地区は、工業団地としての発展を計画的に行う一方、団地内に緑地を確保するなど緑環境の保全に努め、自然環境に調和した安全で活力と潤いに満ちた魅力的な産業空間を形成する。</p>

地区整備計画書	地区施設の配置及び規模	公園 1ヶ所 1, 830 m ²
	建築物等に関する事項	<p>建築物の用途の制限</p> <p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 建築基準法別表第二 (い) 項第五号、(ほ) 項第三号、(を) 項第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号、(わ) 項第二号、第三号及び第八号、に掲載されたもの。 但し、地区計画区域内の企業団地職員用共同住宅を除く。</p>
	建築物の容積率の最高限度又は最低限度	10 / 10
	建築物の建蔽率の最高限度	6 / 10
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、2.5 m以上とする。
土地利用に関する事項	<p>現存する樹林地、草地等で良好な住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限</p> <p>【緑地の保全】</p> <p>1 県道江汐公園線に位置する緑地 A は、分譲当初に定めた面積及び形態とし、この変更をしてはならない。</p> <p>2 山陽小野田市道高畑仁保の上線沿線に位置する緑地 B は、分譲当初に定めた面積及び形態を維持し、進入路、看板基礎等により、滅失した緑地面積は、滅失面積以上を同一敷地内に確保すること。 但し、緑地 B は、敷地と道路境界線に設置する可視可能なフェンスの設置、及び敷地内緑化と用途利用地との見切りとなる工作物の設置による形態変更はこの限りではない。(緑地 A、Bについては、計画図による。)</p>	
備考		

「区域は計画図表示のとおり」

小野田・楠企業団地地区計画図



凡例 1

	計画区域
	緑地エリア
	公園

凡例 2

① - ②	緑地 A と国道江汐公園線との境界
② - ③	山陽小野田市と宇部市との境界
③ - ④	山陽小野田市と宇部市との境界
④ - ⑤	山陽小野田市と宇部市との境界
⑤ - ⑥	山陽小野田市と宇部市との境界
⑥ - ⑦	山陽小野田市と宇部市との境界
⑦ - ⑧	山陽小野田市と宇部市との境界
⑧ - ⑨	山陽小野田市と宇部市との境界
⑨ - ⑩	団地内管理道と山484-4、山484-18との境界